



<p>ければならない。</p> <p>6. [略]</p> <p>7. 実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合、工事完了後速やかに実施状況を記録した「<u>再生資源利用実施書</u>」及び「<u>再生資源利用促進実施書</u>」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>8. <u>建設副産物情報交換システム</u> <u>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p>1-1-24~1-1-57 [略]</p> <p><b>第2章~第20章 [略]</b></p> <p><b>参考1~参考2 [略]</b></p>	<p>6. [略]</p> <p>7. 実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合、工事完了後速やかに実施状況を記録し、<u>監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p>1-1-24~1-1-57 [略]</p> <p><b>第2章~第20章 [略]</b></p> <p><b>参考1~参考2 [略]</b></p>
--	---